

## 鳥取県中規模建築物 ZEB 普及促進モデル事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県中規模建築物ZEB普及促進モデル事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内の建築物(住宅を除く。)の省エネ化及びCO2の削減に向け、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)の普及を図ることを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する建築士事務所又は建設業者をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物(住宅を除く。)をいう。
- (3) BELS 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (4) ZEB BELSにより、経済産業省「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ(平成31年3月)」における「(参考資料6)ZEBの定義と評価基準」の『ZEB』、Nearly ZEB又はZEB Readyのいずれかであることを示す証書(以下「ZEB認証」という。)が発行された建築物で、次に掲げる要件を全て満たす建築物をいう。
  - ア 鳥取県内で新築又は改修する建築物であること。
  - イ 延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第3号の延べ面積をいう。)が300㎡以上2,000㎡未満であること。
  - ウ 県内事業者がその建設工事の設計及び施工を行うこと。
- (5) 高性能建材 外気に面する部分のガラス、窓、ドア及び断熱材などZEBに対応するために必要となる高性能な建材をいう。
- (6) 高性能設備機器 空調、換気、照明、給湯、BEMS装置、蓄電システムなどZEBに対応するために必要となる高性能な設備機器をいう。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、表1の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を発注する者(地方公共団体を除く。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する表1の第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第3欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額と同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額(千円未満は切り捨てるものとする。)以下とする。

表1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額	5 様式
ZEB対応設計	ZEBに係る設計検討及び省エネ計算等に要する費用(BELSの申請業務等に係る費用を含む)。	1/3	800千円/棟	様式第1号
ZEB対応工事	ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器の購入及び工	1/3	5,000千円/棟	様式第2号

	事に要する経費			
--	---------	--	--	--

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限とし、補助事業に着手する前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、表1の補助事業の区分に応じ、同表の第5欄の様式によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 4 本補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の日以降かつ当該交付決定日の日が属する年度内に着工し、かつ翌年度3月20日までに補助事業を完了しなければならない。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の額の増額又は2割を超える減額以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、表1の補助事業の区分に応じ、同表の第5欄の様式とし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は、表2の第1欄の区分に応じ、第2欄のとおりとする。

表2

1 補助事業	2 規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類
ZEB 対応設計	(1) 口座振込依頼書 (2) 確認済証の写し (3) ZEB認証 (4) その他住宅政策課長が必要と認める書類
ZEB 対応工事	(1) 口座振込依頼書 (2) 検査済証の写し (3) ZEB認証 (4) 完成写真

(5) その他住宅政策課長が必要と認める書類
------------------------

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（進捗状況報告書）

第9条 規則第17条第3項の規定による報告は、翌年度の4月14日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

（調査協力）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた建築物について県が行う調査に協力しなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 規則第25条第2項ただし書の規定により知事が別に定める期間は、10年とする。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。